

新婚生活を応援します！ 令和6年度 白河市新婚生活スタート応援事業

結婚を機に市内で新生活を始められる新婚世帯に住居費や引越費用を補助します！



概 要		
どんな世帯が対象なの？	主に次の①～⑥の要件を満たす世帯です。	
	① 令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻した世帯 ※『継続補助』の場合、令和5年度に白河市で交付決定を受けている世帯	
	② 直近の所得証明書に記載された所得額が夫婦合わせて500万円未満の世帯 ※奨学金を返済している世帯は奨学金の年間返済額を夫婦の所得から控除 (注)「夫婦の所得500万円」を年収換算すると、約677万円程度となります。	
	③ 夫婦ともに婚姻日において年齢が39歳以下の世帯	
	④ 夫婦ともに交付申請日において市内の新居に住民登録がある世帯 ※令和7年度で『継続補助』を申請する予定の方は、新居の予定地が市内であること	
	⑤ 白河市に定住する意思がある世帯 ⑥ 対象となる費用について、他に市が行う別の補助を受けていない世帯	
どんな費用が対象なの？ (※令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払ったものに限り)	・新居の住居費	ア. 新居の購入費 イ. 新居の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
	・新居への引越し費用	ウ. 引越業者や運送業者に支払った引越し費用
	・リフォーム費用	エ. 住宅リフォーム費用(修繕、増築、改築、設備更新等)
いくら補助になるの？	上記のア～エを合わせた金額について、 上限60万円 を補助します。	
継続補助について	令和5年度に白河市で交付決定を受けていて、補助金が上限に達していない場合、令和6年度にも継続して申請することで、引き続き補助が受けられます。 なお、上限は令和5年度の上限額と同額です。詳しくはお問い合わせください。	
申請期間	・事前申請受付期間： 令和6年4月8日～令和7年2月28日まで ※予算額に達した場合、早期に受付を終了することがあります。	

申請の流れや、必要な書類については裏面をご参照ください。

申請方法

- 1 事前相談 対象要件や申請の手順、必要書類などを事前に確認してください。
- 2 交付申請 対象経費の支払い後、交付申請を受け付けます。※予算額に達した場合、早期に受付を終了することがあります。
- 3 交付決定 交付申請書類の審査後、交付決定通知書及び請求書を送付いたします。
- 4 請求 請求書とともに振込先の通帳をお持ちください。

申請の流れ

1 事前相談
※令和6年4月8日～令和7年2月28日まで
※予算額に達した場合、早期に受付を終了することがあります。

2 交付申請(令和7年3月31日まで)

※下記のいずれかの費用について令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支払いが生じた、または令和7年4月1日以降に支払いが生じる見込み(継続補助)の場合に申請できます。

- ・新居の取得(契約または購入費用)
- ・新居の賃貸契約(敷金、礼金等)
- ・新居の家賃
- ・新居への引越(業者への支払い)
- ・住宅のリフォーム

3 交付決定

※請求書を同封し郵送します。

4 請求

※請求から入金までは約1ヶ月程かかります。

申請窓口

- ・受付場所 : 白河市役所 生活防災課 地域生活係(白河市役所1階) TEL0248-22-1111 内線2705
- ・受付時間 : 午前 8:30 ~ 12:00 午後 1:00 ~ 5:15 ※土日祝日 & 12/29 ~ 1/3を除く

申請に必要な書類

【2 交付申請時の提出書類】

共通書類

- 白河市新婚生活スタート応援事業補助金申請書(要綱第1号様式)
- 住民票(市内の住宅に転居若しくは転入後のもの)
- 戸籍謄本など(夫婦の記載、婚姻日のわかるもの)
- 所得課税証明書(夫婦ともに、申請日時点における直近のもの)
- 納税証明書(夫婦ともに)(非課税の者においては非課税証明書)
- 貸与型奨学金の年間返済額がわかるもの(返済している場合のみ)
- その他市長が必要と認める書類

※貸与型奨学金の年間返済額がわからない場合のみ提出

- 貸与型奨学金返済証明書(要綱第5号様式)

◎申請内容により、共通書類に加えて次の書類が追加で必要になります。

【住居を取得した場合】

- 工事請負契約書又は売買契約書の写し(契約者、契約日、取得に要した金額等が分かるもの)
- 住宅の図面、建物登記簿の全部事項証明、検査済証(確認済証)等の写し
- 固定資産評価額証明書(土地付き住宅を取得した場合に限る。)
- 住宅の耐震診断を受けたことが確認出来る書類(昭和56年5月31日以前に建築された中古住宅である場合に限る。)

【住居を賃貸契約した場合】

- 賃貸借契約書の写し(契約者、対象経費額、家賃支払い時期等が分かるもの)
- 対象経費の支払いが確認できる書類(領収書または通帳の写し等)
- 住宅手当支給証明書(要綱第4号様式)

※賃貸契約書の写しで家賃内訳が不明確な場合のみ提出

- 家賃内訳証明書(要綱第6号様式)

【業者を利用して引越しを行った場合】

※引越業者または運送業者への支払いをした場合のみ補助の対象

- 対象経費の支払いが確認できる書類(領収書等)

※引越しに係る領収書が無い場合のみ提出

- 引越費用証明書(要綱第7号様式)

【住宅のリフォーム工事を行った場合】

- 工事請負契約書又は請書
- 対象経費の支払いが確認できる書類(領収書等)

【4 交付請求時の提出書類】

- 補助金交付請求書(要綱第9号様式)
- 振込先の通帳の写し